

議案第 1 2 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、介護保険法等の改正並びに大口町第 7 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「2万250円」を「2万1,825円」に改め、同項第2号中「2万9,250円」を「3万1,525円」に改め、同項第3号中「3万1,500円」を「3万3,950円」に改め、同項第4号中「3万6,000円」を「3万8,800円」に改め、同項第5号中「4万5,000円」を「4万8,500円」に改め、同項第6号中「5万4,000円」を「5万8,200円」に改め、同号イ中「という。」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「5万6,250円」を「6万625円」に改め、同号イ中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「6万7,500円」を「7万2,750円」に改め、同号イ中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「7万2,000円」を「7万7,600円」に改め、同項第10号中「7万8,750円」を「8万4,875円」に改め、同項第11号中「8万3,250円」を「8万9,725円」に改め、同条第3項を削る。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(保険料率)	(保険料率)
<p><u>第4条</u> <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万1,825円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万1,525円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万3,950円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>3万8,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>4万8,500円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>5万8,200円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>6万625円</u></p>	<p><u>第4条</u> <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万250円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万9,250円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万1,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>3万6,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>4万5,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>5万4,000円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>5万6,250円</u></p>

新	旧
<p>イ 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,750円</u></p>	<p>イ 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>6万7,500円</u></p>
<p>イ 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>7万7,600円</u></p>	<p>イ 合計所得金額が<u>290万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>7万2,000円</u></p>
<p>イ・ロ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>8万4,875円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>8万9,725円</u></p>	<p>イ・ロ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>7万8,750円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>8万3,250円</u></p>
<p>2 略</p> <p>(罰則)</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万8,000円とする。</u></p> <p>(罰則)</p>
<p>第15条 町は、被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>	<p>第15条 町は、被保険者、<u>第1号被保険者の</u>配偶者若しくは<u>第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>

新	旧
<p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

介護保険法第202条（被保険者等に関する調査）及び第203条（資料の提供等）の改正、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）の施行並びに大口町第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に伴い、介護保険料の改定等を行うため、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 保険料率（第4条関係）

ア 保険料の改定を行います。

介護保険料

段階	対 象 者		保険料率	年額保険料 (新)	年額保険料 (旧)
第1段階	非課税世帯 家族全員が 非課税の場 合	○生活保護受給者、老齢福祉年 金受給者	0.45	21,825円	20,250円
第2段階		○課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下 の方			
第3段階		課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円以下の方			
第4段階	本人非課税 家族が課税 されている 場合	課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円以下の方	0.80	38,800円	36,000円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円を超える 方	1.00 (基準額)	48,500円	45,000円
第6段階	本人課税 本人が課税 されている 場合	合計所得金額が125万円未 満の方	1.20	58,200円	54,000円
第7段階		合計所得金額が125万円以 上200万円（※190万円） 未満の方	1.25	60,625円	56,250円
第8段階		合計所得金額が200万円以 上300万円（※290万円） 未満の方	1.50	72,750円	67,500円

第9段階	合計所得金額が300万円（※290万円）以上500万円未満の方	1.60	77,600円	72,000円
第10段階	合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	1.75	84,875円	78,750円
第11段階	合計所得金額が1,000万円以上の方	1.85	89,725円	83,250円

※は改正前の金額

イ 介護保険料段階の判定指標に合計所得金額を用いているが、土地を譲渡（収用や災害等）した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、譲渡した年の翌年の合計所得金額が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。そのため、合計所得金額から、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を合計所得金額として用いることとします。

ウ 平成27年度から平成29年度までの各年度において実施していた保険料段階第1段階に対する軽減措置を廃止します。

(2) 罰則（第15条関係）

現在は、被保険者のほか、第1号被保険者の配偶者や世帯員等が質問検査に応じなければ過料を科すことになっていますが、第2号被保険者自体のサービス利用も増加しているとともに、配偶者や世帯主の所得をサービス利用に当たって把握する必要が高まってきているため、第2号被保険者の配偶者や世帯員等も質問検査に応じなければ過料を科すこととします。

※第1号被保険者は65歳以上の方をいい、第2号被保険者は40歳から65歳未満の方をいいます。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。